

駐車場施設設置場所（高島平三丁目12番7）の貸付についての入札説明書

1 貸付の目的

板橋区（以下、「区」という。）では、区有地の有効活用並びに収入確保を図るため、この入札物件の貸付を受ける駐車場事業者（以下、「事業者」という。）を募集し、一般競争入札によって決定します。

なお、この入札物件は『高島平地域グランドデザイン』（平成27年5月策定）において、再整備地区として位置付けられており、整備方針に基づく整備が決定、実施されるまでの当面の間の貸付となります。

2 入札物件

所在地	区分	敷地面積（公簿）
板橋区高島平三丁目12番7	土地	650.01 m ²

※当該土地は令和7年10月31日まで駐車場として使用しております。

3 貸付期間

令和7年11月1日（土）から令和10年10月31日（火）まで

※当該貸付期間は、駐車場整備のための工事期間、及び原状復帰までの工事期間を含みます。

※貸付期間終了後に、前面道路から本件土地へ人が立ち入れないように、車両出入口などをガードフェンス（重し付）等で封鎖してください。

4 貸付賃料

入札により貸付料を決定します。

※最低入札価格は非公表とします。

5 スケジュール

項目	日程
入札参加受付期間	令和7年8月1日（金）から令和7年8月22日（金）午後4時まで
質問受付及び回答	【受付】令和7年8月1日（金）から 令和7年8月22日（金）午後4時まで 【回答】令和7年8月27日（水）まで※予定
入札参加資格の 審査結果通知	令和7年8月27日（水）※予定
入札及び開札	令和7年9月3日（水）10時00分
契約締結日	令和7年11月1日（土）

6 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (3) 東京都内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。
- (4) 公共団体またはそれに準ずる公共的団体を相手方とした駐車場事業の経験を、公告日現在 3 年以上有し、かつ駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資格、資力及び信用を有している法人であること。
- (5) 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 6 日区長決定）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体もしくはその構成員でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受けているもしくは過去に受けたことのある団体、その他役職員または構成員でない者であること。
- (8) 申込開始日から開札日までに東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成 17 年 3 月 31 日区長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

7 設置事業者の施設使用形態

東京都板橋区公有財産規則（昭和 39 年 5 月 21 日東京都板橋区規則第 21 号）第 3 節普通財産の貸付に基づき貸付を行うものです。

8 契約にあたって付する条件

契約にあたって付する条件については、土地賃貸借契約書(案)のとおりです。土地賃貸借契約書の条文をよくご確認の上、入札に参加してください。

9 入札物件の確認

入札に参加しようとする者は、区の提供する資料のみによることなく、入札物件について、参加申し込み前に自らが現地及び諸規制について調査・確認してください。

その際、駐車場の利用者に影響が生じないように、十分に配慮を行ってください。

10 入札参加申込書及び提出書類

次に該当するものを、1部提出してください。なお、提出していただいた書類は返却いたしません。

- ① 入札参加申込書（様式1号）
 - ② 誓約書（様式2号）
 - ③ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ④ 納税証明書その1（税目：法人税）
 - ⑤ 印鑑登録証明書
 - ⑥ 公共団体またはそれに準ずる公共的団体を相手方とし、駐車場の管理・運営している物件の契約書（写）
- ※ ③、④、⑤については発行後3か月以内の原本とします。④については申込日に取得できる、直前の年分のものでとします。
- ※ ⑥については、管理・運営期間が3年以上のものでとします。
- ※ 申し込みの際提出する関係書類には、印鑑登録済の印を押印してください。

11 入札参加申込書及び提出書類の提出期限、場所及び方法

- (1) 受付日時 令和7年8月1日（金）から
令和7年8月22日（金）の午前9時から午後4時まで
※持参の場合、正午から午後1時までの時間帯並びに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けていません。
 - (2) 提出場所 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1
板橋区役所 北館7階 13番窓口
総務部 契約管財課 管財用地係
 - (3) 提出方法 持参若しくは郵送（期限必着）
- ※いかなる事情があっても、提出期限までに届かないものは無効とします。

12 入札参加資格の審査及び通知

区において入札参加資格の審査を行い、審査結果を入札参加申込書の「事務担当者」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に送信します。

送信予定日：令和7年8月27日（水）

13 質問及び回答

- (1) 質問期間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月22日（金）午後4時まで
- (2) 質問方法 質疑書（様式3号）を作成の上、期間内に電子メールにより提出してください。質疑書以外（電話等）による質疑の受付はできませんので、ご注意ください。
なお、電子メールの件名は「質疑書の送付（高島平三丁目12番7）」としてください。
- (3) メール宛先 so-kanzai@city.itabashi.tokyo.jp
- (4) 回 答 質問については適宜回答させていただき、令和7年8月27日（水）（予定）までに質問及び回答の一覧を区公式ホームページに掲載いたします。なお、再質問は認められません。
- (5) よくある質問 よくある質問について、別紙にまとめています。質疑書を作成する前にご確認ください。

14 入札及び開札の執行について

- (1) 会 場 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区役所 本庁舎北館9階 大会議室A
- (2) 日 時 令和7年9月3日（水）午前10時00分
なお、庁舎駐車場等のサービス券は発行しません。
- (3) 入札方法 入札書（様式4号）に記入して、横四つ折りにし、金額が見えないようにして入札箱に投函して下さい。入札書には、印鑑登録済の印を押印してください。
- (4) 入札金額 入札金額は月額賃料（税抜）を記入してください。
- (5) 落札決定価格 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (6) 入札保証金 入札保証金は免除とします。
- (7) 入札及び開札に係る事項

入札及び開札に係る基本的事項は、「競争入札参加者心得【紙入札案件用】」の第9条から第22条の規定によります。なお、4ページの10条「封をして、」と11ページの「封書の書き方」は削除したものとして読み替えます。

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべきものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない区職員にくじを引かせるものとします。

16 契約の締結に係る事項

- (1) 別途「土地賃貸借契約書」により、契約を締結するものとします。
- (2) 契約保証金は免除とします。
- (3) 契約締結の名義
入札参加申込書に記載された名義で締結します。
- (4) 印紙税の取り扱い
契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担になります。
- (5) その他契約の締結に係る事項については、「競争入札参加者心得【紙入札案件用】」の第23条から第24条までの規定によります。

17 担当・問合せ先

総務部 契約管財課 管財用地係

所在地 東京都板橋区板橋二丁目6番1号 北館7階13番窓口

電話：03（3579）2243（直通）

Mail：so-kanzai@city.itabashi.tokyo.jp

担当：鈴木、後藤